

**【掲載官報】**

平成 22 年 9 月 14 日 本紙第 5397 号

**【法令名】**

○関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

**【法令番号】**

平成 22 年 9 月 14 日 政令第 200 号

**【管轄省庁】**

財務省

**【施行期日】**

平成 22 年 10 月 1 日

**【制定の根拠規定】**

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1

**【法令のあらまし】**

\* 要旨

関税割当制度が適用されている物品 20 品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている 4 品目について、平成 22 年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定める。

・乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの）	70,000 t
・とうもろこし コーンスターチの製造に使用するもの	2,104,000 t
コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	47,000 t
その他のもの（単体飼料用のもので粉碎その他の加工をしてないもの 以外のもの）	65,200 t
・麦芽	246,000 t
・でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食料品のうちでん粉が最大の 重量を占めるもの	78,500 t

(別表関係)

.....